

令和4年度 横浜市交通局  
自主管理作業責任者（甲種）資格認定講習の受講者募集のお知らせ

平素は当局事業に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当局が発注する「列車等の運転に直接関わる線路の保守工事等」については、当局が認定した自主管理作業責任者（甲種）が在職していることを入札参加条件としており、その工事等の施工時には自主管理作業責任者（甲種）の配置を義務付けております。

自主管理作業責任者（甲種）の資格取得には、当局が実施する自主管理作業責任者（甲種）講習（以下「講習」とする）を受講する必要があります。

つきましては、講習の詳細を次のとおり御案内させていただきます。

また今回の講習では、令和2年度に当該資格を取得された方の更新も合わせて行います。なお今回受講された方の更新時期については、今後講習会の開催時期の変更を予定しているため、令和7年度の秋の開催時期の更新になります。ご査収の上、ご手配賜りますようお願いいたします。

※1 現在、毎年4月開催している講習会については、開催時期の見直しにより秋開催に移行してまいりますので、ご留意いただきたいと存じます。

※2 令和3年度に当講習会を受講された方の更新時期については、令和5年度の秋の講習会での更新を予定しております。また、併せて新規の講習受講者も募集いたします。

1 募集期限

令和4年7月5日（火）17時締切（必着）

2 自主管理作業責任者（甲種）の適用範囲

当局が発注する「列車等の運転に直接関わる線路の保守工事等」

3 有効期間

自主管理作業責任者（甲種）資格の有効期間は認定証発行より3年間とします。

ただし、提出していただく医学適性検査結果の有効期間は1年間とします。この有効期間を超過した後、新たに工事等の契約をした場合は、改めて提出が必要になります。

4 資格認定の更新

資格認定を更新する場合は、有効期間内に更新講習の受講が必要となります。また有効期間が超過した場合は、新規での取得となります。

5 資格認定の申請資格

自主管理作業責任者（甲種）

認定年度の4月1日を基準とし、大学（申請する工事に関係する学部）卒業後3年以上の営業線内工事の経験を有する25歳以上65歳未満の者又はその他の学校（高等専門学校含む）若しくは学部卒業後5年以上の営業線内工事の経験を有する25歳以上65歳未満の者で、申請会社と恒常的雇用関係を結び、かつ、ア又はイのいずれかに該当する者とします。なお、経験日数は実作業日数とし、1年度の工事経験日数が60日未満の場合は、1年の経験とは認めません。

ア 資格認定申請日から起算して過去10年間に、1年度の工事経験日数60日以上営業線内工事を連続3年以上経験し、かつ通算300日以上経験した者とします。

イ 資格認定申請日から起算して過去10年間に、営業線内工事を通算工事経験日数400日以上経験した者とします。

## 6 資格認定受講における条件

提出書類において、当局の定める条件（恒常的な雇用関係、営業線内の工事経歴、医学適性検査結果等の条件）を満たす者とします。

## 7 講習内容

新規者
令和4年10月19日（水）、20日（木）、21日（金）
更新者
令和4年10月20日（木）、21日（金）

詳細は、9月中旬頃に通知します。

（新規）

1日6時間 × 3日間 = 計18時間程度（1日の時間数は前後することがあります。）

（更新）

1日6時間 × 2日間 = 計12時間程度（1日の時間数は前後することがあります。）

## 8 認定

講習を良好に受講したうえで、クレペリン検査及び効果測定において当局の定める基準を満たした者に対し、自主管理作業責任者（甲種）として資格認定を行います。

## 9 提出書類

別紙【提出書類】をご参照いただき、新規の方は1から5、更新の方は1から6の書類を揃え、担当者あてに郵送により提出してください。

なお、提出していただく様式ー1甲、2甲、3甲については、横浜市交通局ホームページからダウンロードしてお使いください。

※1 郵送の場合、必ず「簡易書留」扱いにしてください。普通郵便等で郵送した場合の事故などについては、一切責任を負いません。

※2 自主管理作業責任者資格認定にあたり提出される個人情報の一切は、当局にて適正に管理し請負工事等自主管理作業の施行に伴う事務以外には使用しません。「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成30年横浜市条例第8号）」に従って適切に取り扱います。

### お問い合わせ先

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地10 19F

横浜市交通局 工務部 施設課 軌道係

担当 内田、山田

TEL (045) 671-3181

(受付：平日9時～17時)

【提出書類】

- 1 自主管理作業責任者（甲種）資格認定申請書（新規・更新） 1部（様式－1甲）  
今回、受講を申し込まれない場合についても様式－1甲の提出をお願いいたします。
- 2 営業線内の工事経歴書（様式－2甲）  
営業線で行ったレール・締結装置・まくらぎ・道床を保守改良する工事・委託業務の件名、  
従事期間を記入して下さい。  
複数年度に期間がまたがる場合は、年度ごとに従事期間が分かるように補足説明書を活用  
してご説明していただくようお願いいたします。
- 3 医学適性診断書（様式－3甲）  
医学適性診断書は様式－3甲、または、様式－3甲に準ずる検査の行われた健康診断書の  
写しの提出をお願いいたします。
- 4 恒常的な雇用関係証明書  
恒常的な雇用関係証明書は、生年月日及び所属会社が確認できる健康保険被保険者証の写し  
（国民健康保険証を除く）または、雇用保険被保険者証の写しの提出をお願いいたします。
- 5 認定証明用写真  
営業線内の工事経歴書（様式－2甲）には写真データからの貼付をお願いいたします。そ  
れとは別に、資格認定証貼付用に写真データ（JPEG方式100KB程度）をご提出下さい。  
資格認定証貼付用写真の提出はDVD又はCDで提出をお願いいたします。（USB不可）
- 6 自主管理作業責任者（甲種）資格認定証の写し（**更新者のみ**）

上記の書類を令和4年7月5日（火）（必着）までに提出先担当者あてに郵送により提出  
してください。

※書類提出の注意点

- 1 提出書類の様式は、横浜市交通局ホームページからダウンロードしていただき**最新**のもの  
をお使いください。
- 2 新規、更新のどちらも受講されない場合は、自主管理作業責任者資格認定申請書1部  
（様式－1甲）のタイトルの「（新規・更新）」を選択せず、「自主管理作業責任者（甲種）資格認  
定を申請します。」で「いいえ」を選択し提出して下さい。
- 3 (1)更新を希望される方で、自主管理作業責任者（甲種）資格認定証の紛失等により、写しの  
提出が出来ない方については、更新での受講は出来ません。新規での受講となります。  
(2)3-(1)の理由により、新規で受講された場合にあっても、合否判定において当該受講者  
に対し不利益な取り扱い等を行うことはありません。
- 4 更新の方の認定に関しても、資格認定の受講資格は、新規の方と同様の**基準**となります。
- 5 提出していただく書類の個人情報の記載については、当局の様式に指定された項目だけ記入し  
たものとし、指定以外の記載については裏写りが無いようスミ消しの上、提出してください。  
(例) 身体特性、性質・性格など

以上